

(別紙1)

下水道法施行令第15条の3に定める資格要件

下水道法施行令第15条の3	区 分	要 件		資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数(注)
	卒業又は終了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	維持管理 処理施設 ポンプ施設
第1号	新 制 大 学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下 水 道 工 学	2 (1)
	旧 制 大 学	土木工学科又はこれに相当する課程	-	
第2号	新 制 大 学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	3 (1.5)
第3号	短 期 大 学 学 校	土木工学科又はこれに相当する課程	-	5 (2.5)
	旧 制 専 門 学 校			
第4号	新 制 高 等 学 校 旧 制 中 等 学 校	土木工学科又はこれに相当する課程	-	7 (3.5)
第5号	前4号に定める学歴のない者	-	-	10 (5)
第6号	新 制 大 学 の 大 学 院	5年以上在学(卒業)	下 水 道 工 学	0.5 (0.5)
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下 水 道 工 学	1 (0.5)
	短 期 大 学 の 専 攻 科	1年以上在学	下 水 道 工 学	4 (2)
	国 土 建 設 学 院 等	上下水道工学科	-	不可
	外 国 の 学 校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。		
	指 定 さ れ た 試 験	下水道管理技術認定試験(処理施設)		2 (1)
	日 本 下 水 道 事 業 団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会		不可
	下水道維持管理資格者講習会		5 (2.5)	
第7号	日本下水道事業団施行令第4条第1項に定める技術検定	第 1 種 技 術 検 定 合 格		不可
		第 2 種 技 術 検 定 合 格		不可
		第 3 種 技 術 検 定 合 格		2 (0)
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として水道部門に合格した者		0 (0)
		水質管理又は廃棄物処理を選択科目として衛生工学部門に合格した者		0 (0)

(注) 表記例

下水道を含む関連インフラの経験を合算した全体の経験年数

<関連インフラ>

・下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

